

# 国立研究開発法人森林研究・整備機構 令和7年度計画

7 森林機構 第 906 号  
令和8年1月13日変更

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第35条の5第1項の規定に基づき、令和3年3月29日付けをもって認可された国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）の中長期計画を達成するため、同法第35条の8において準用する第31条の定めるところにより、次のとおり令和7年度の業務運営に関する計画を定める。

令和7年度の業務運営に当たっては、理事長のリーダーシップの下、研究開発、水源林造成、森林保険の各業務及び業務間連携の推進、それら業務の質の向上と運営の効率化に機構全体で一体的に取り組む。その際、感染症対策、事業継続性の確保、情報セキュリティ対策も含めたリスク管理、コンプライアンス推進などガバナンスの強化や人材の確保・育成の推進に努める。

## 第1 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためるべき措置

### 1 研究開発業務

#### （1）環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発

##### ア 気候変動影響の緩和及び適応に向けた研究開発

森林のCO<sub>2</sub>吸収量への搅乱影響を評価するため、森林タワーのフラックス観測網データとモデルによるリスク評価を加え、CO<sub>2</sub>吸収能のリスクマッピングを行う。

また、気候変動の詳細影響評価のため、メタン計を用いた少量試料による新たな土壤メタンの効率的分析方法を確立するとともに、地がきによる土壤環境とガスフラックスの変化を解明する。

さらに、気候変動に脆弱な山地森林生態系を保全するため、森林劣化からの回復ポテンシャルマップ、森林火災のリスクマップ、水資源のためのランドスケープ最適化システムを作成し、これらを統合した森林管理システムを構築する。

加えて、気候変動影響緩和の一環として、地域住民による森林資源の持続的利用と管理に資するため、自然災害による経済的被害に影響を及ぼす要因を解明する。

##### イ 森林生物の多様性と機能解明に基づく持続可能性に資する研究開発

広域での生物多様性を推定可能にするため、森林の階層構造と種多様性及び遷移段階との関係を明らかにする。

加えて、樹木の遺伝的多様性と環境適応に交雑が与える影響を解明するため、異なる環境条件に形成されたサクラ種間の交雫帶を比較する。細胞増殖による苗木大量増産技術を開発するため、不定胚から増殖したスギ苗木の植栽後の初期成長を評価する。

さらに、オオミズナギドリの世界最大の繁殖地が照葉樹林の林床に形成される御藏島において、侵略的外来種である野生化したネコがオオミズナギドリに及ぼすインパクトを明らかにするために、ネコの個体数推定と糞分析により、オオミズナギドリの年間捕食被害数を推定する。また、野生化ネコの効果的な個体数低減策として、メスの効率的捕獲手法を開発する。

また、これまでに充実化に取り組んできた森林動態や遺伝子の基盤情報の公開を進める。

#### ウ 森林保全と防災・減災に向けた研究開発

水・物質循環に関わる機能の定量評価技術を高度化するため、異なる気候条件下的森林に適用可能な数値モデルを開発する。

また、大規模なデータを用いて降水量、地形、地質等の崩壊に関与する諸要因に対する森林の斜面崩壊防止機能の重要性を総合的に評価する手法を開発する。

さらに、<sup>かん</sup>引き続き森林の水源涵養、水質形成、森林気象、雪氷害対策のための積雪観測等に関する基盤データの収集と公開にむけたデータ整理を行う。

### (2) 森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発

#### ア 林産物の安定供給と多様な森林空間利用の促進に資する研究開発

広葉樹の更新技術の確立に向けて、ブナ科樹木の切株由来の萌芽枝の成長特性と生理生態的特性を明らかにする。

また、光学衛星データを用いて林道施設の被災箇所を抽出するシステムを開発する。

さらに、森林経営管理制度を運用する市町村を支援するため、管理不足の人工林を抽出し、山地災害危険度を評価する技術を開発する。

加えて、近年の製材工場の大規模化、流通の効率化と原料の調達構造の変化を把握し、木材産業の将来的な発展に資する方策を提示する。

あわせて、5か所以上の収穫試験地について長期成長モニタリングを実施する。

#### イ 生物特性を活用した防除技術ときのこ等微生物利用技術の開発

害虫キノコバエ類の寄生蜂を利用した総合的生物防除技術を開発するために、キノコバエ類および寄生蜂類の行動試験を行い、行動制御に係る因子を特定する。

また、苗木病害対策の技術を取りまとめ、苗木生産の高度化、効率化、低コスト化を進めるために、苗木病害の被害実態を調査して主要病害について形態と生態に関する情報を取りまとめ、遺伝子診断に使用できる種特異的プライマーを作成して遺伝子診断法を確立する。

放射能汚染の影響を受けている原木栽培シイタケの安全性向上のために、種菌によって異なる原木栽培シイタケの移行係数を簡易に推定する技術を開発する。

さらに、スギ花粉飛散防止剤の効率的で低コストな空中散布技術を確立するために、UAVによる空中散布を行い、散布条件の検討と散布効果の検証を行う。

森林微生物ジーンバンクを運営し、菌株の探索収集、保管を行うとともに特性評価を行う。

シカ情報マップを運営し、データの収集と公開を継続する。

#### ウ 木材利用技術の高度化と需要拡大に向けた研究開発

国産早生樹種の乾燥特性等に関する基礎知見を得るために、ユーカリの生材の水分布と木材微細構造の関係を解明する。

国産早生樹の利活用を進めるため、センダン等の製材歩止りや製材品品質を解明する。

また、効率的接合技術である長さ 6.0mm フィンガージョイントをヒノキ、ベイマツラミナに適用し、密度の高い針葉樹たて継ぎ材の曲げ性能を明らかにする。

スギ大径材の有効利用を目的として、スギ枠組材にパーティクルボードを張った枠組壁工法床の面内せん断性能を明らかにする。

木材腐朽に対する維持管理技術の開発を目的として、木材腐朽菌の木材分解特性ならびに腐朽進行時における特徴を明らかにする。

さらに、主要な日本産、外国産の早生樹種、樹木作物、園芸樹種等を中心に 30 個体の標本を収集する。

#### エ 木質新素材と木質バイオマスエネルギーの社会実装拡大に向けた研究開発

広葉樹原料からの「木の酒」の製造技術を確立し、各原料に含まれる「木の酒」の香りに関与する主要成分を明らかにする。

地産地消型木質バイオマスエネルギーの普及に向け、その主要技術と期待されている熱分解ガス化発電を安定稼働するための燃料品質を向上させる技術を開発する。

### (3) 多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種

#### ア 林木育種基盤の充実による多様な優良品種の開発

林木育種基盤の充実を図るため、主要な育種対象樹種や新需要の創出が期待される早生樹等の重要度が高い育種素材や絶滅が危惧される希少種等の林木遺伝資源の収集、保存、増殖を進めるとともに、スギ、ヒノキ、カラマツ及びコウヨウザン等を対象にゲノム育種に必要な情報の整備等を進める。

また、育種集団の検定等の進捗状況を踏まえ、初期成長や雄花着花性等の特性評価を進め、エリートツリー55系統、マツノザイセンチュウ抵抗性第二世代品種等の優良品種25品種を開発する。

#### イ 林木育種技術の高度化・拡張と特定母樹等の普及強化

林木におけるゲノム編集を用いた変異導入技術、UAV等の活用による効率的表現型評価技術、栄養体・種子等の長期保存技術、原種苗木増産技術等を開発する。加えて、ヒノキ、カラマツ等における高速育種技術の開発を進める。

また、開発された優良品種等の原種苗木等について、都道府県等の要望する期間内に全本数の90%以上を配布することを目標に、計画的な生産と適期配布に努める。さらに、特定母樹等の特性表作成のための調査を進め、特性表1点を作成・公表する。あわせて、都道府県等に対し、採種園等の造成・改良に関する育種技術の指導（オンラインでの開催を含む）を、合計60回を目標に行う。

気候変動への適応策に資するため、海外における林木育種に対する技術協力や共同研究を進める。また、当年度内に申請がなされた遺伝資源について、全件数の90%以上を配布する。

## 2 水源林造成業務

水源林造成業務については、自然災害が頻発・激甚化する中で、流域保全等における役割への期待が高まっていることから、森林所有者、造林者及び市町村等の関係者との連携強化を一層図りつつ、以下のことに取り組む。

### （1）事業の重点化

#### ア 流域保全の取組の推進

流域保全の取組を強化する観点から、事業の新規実施に当たっては、流域治水との連携も図りながら、2以上の都府県にわたる流域等の重要な流域やダム等の上流など特に水源涵養機能等の強化を図る重要性が高い流域内で森林の整備を行うとともに、既契約地周辺の森林と合わせて面的な整備に取り組む。（重要流域等における針広混交林・育成複層林の造成面積：2,800ha/年）

#### イ 持続的な水源涵養機能の発揮

水源涵養機能等の森林の有する公益的機能を将来にわたり持続的かつ高度に発揮

させる観点から、新規の分収造林契約については、広葉樹等の現地植生を活かしつつ、長伐期かつ主伐時の伐採面積を縮小、分散する施業方法に限定するとともに、既契約地については、育成複層林誘導伐とその後の植林を積極的に進めるなど、適切な森林整備及び保全管理に努めることにより、脱炭素社会の実現にも貢献する。

## （2）事業の実施手法の高度化のための措置

### ア 森林整備技術の高度化

水源林造成業務の実施に当たっては、森林整備事業全体の動向を踏まえつつ、成長の早い苗木などの新しい技術の活用や造林作業の低コスト化・省力化など森林整備技術の高度化に取り組む。

### イ 木材供給の推進

炭素の貯蔵及び二酸化炭素の排出削減による地球温暖化防止や森林資源の循環利用の取組はもとより、林業及び木材産業の成長産業化等にも資する観点から、育成複層林誘導伐等により、地域の需給動向を踏まえた安定的かつ効果的な木材供給の推進に努める。

## （3）地域との連携

### ア 災害復旧への貢献

自然災害の頻発化、激甚化等を踏まえ、自然災害発生時に被災森林の迅速な復旧を図るため、地域との連携強化や支援に取り組む。

### イ 森林整備技術の普及

森林整備センターが主催する技術検討会等を通じ、林業関係者等へ森林整備技術の普及及び水源林造成事業に対する理解の醸成を図る。

## 3 森林保険業務

### （1）被保険者へのサービス向上

森林保険契約の引受けや保険金の支払い等について、①必要な人材の確保、②事務の簡素化・システムの充実による各種手続の効率化、③マニュアル・研修の充実による業務委託先を含めた業務実施体制の強化、④UAV 等新技術の活用を含めた保険金の支払いの迅速化のための取組を推進し、被保険者へのサービスの向上を図る。

なお、④の保険金の支払いの迅速化に向けた取組については、特に損害発生通知書を受理してから損害実地調査完了までに要する期間の短縮を図る。

## （2）制度の普及と加入促進

災害によって林業の再生産が阻害されることを防止するとともに、林業経営の安定と森林の多面的機能の維持及び向上を図るため、森林保険の制度の普及と加入促進に係る以下の①から③についての計画を作成し、それに即した取組を推進する。

- ① ウェブサイトの継続的な更新や広報誌の発行（年4回以上）等各種広報媒体の活用により、森林所有者等に森林保険の概要や最新の情報等を分かりやすく発信する。
- ② 国や関係諸機関との連携を図りつつ、森林所有者を始め森林・林業関係者に対して幅広く森林保険を知らしめる普及活動を実施する。また、森林保険の各種データの分析結果等に基づき、新規加入の拡大及び継続加入の増加に向けた効果的な加入促進活動を実施する。さらに、森林経営管理制度における森林保険の活用について積極的な加入促進活動を行う。（回数等は上記計画に記載）
- ③ 森林保険業務の委託先であり森林所有者との窓口である森林組合系統を対象に、森林保険業務の更なる能力の向上を図る研修等を実施する。（年6回以上実施）

## （3）引受条件

これまでの森林保険等における事故率や近年の自然災害の発生傾向のほか、森林整備に必要な費用、木材価格等の林業を取り巻く情勢等を踏まえつつ、保険料率、保険金額の標準をはじめとする引受条件の適切な見直しを通じて保険運営の安定性の確保等に向け取り組む。

なお、保険料率については、基本的に5年毎に見直すこととしており、次期見直しに向けた検討等に取り組む。

## （4）内部ガバナンスの高度化

金融業務の特性を踏まえた財務の健全性及び適正な業務運営の確保のため、外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会を開催し、森林保険業務の財務状況やリスク管理状況を専門的に点検する。

## 4 特定中山間保全整備事業等完了した事業の債権債務管理業務

林道の開設又は改良事業の賦課金及び負担金に係る債権債務並びに特定中山間保全整備事業等の負担金に係る債権債務について、徴収及び償還業務を確実に行う。（徴収率100%実施）

## 5 研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務の連携の強化

林業の持続的な発展、気候変動への対応及び国土強靭化に向けて、森林の多面的機能の発揮に必要な技術・業務の高度化や研究開発成果の幅広い普及を図るため、各業務が有する技術・知見・蓄積したデータ、全国に展開するネットワークやフィールド等を相互に活用し、先端技術の活用によるスマート林業の実証試験、エリートツリーや特定母樹の植栽試験、森林災害に係るリスク評価など、業務間の連携強化による取組を推進する。

## 第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### 1 一般管理費等の節減

研究開発業務のうち運営費交付金を充当して行う事業について、業務の見直し及び効率化を進め、一般管理費（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）及び業務経費（新規に追加されるもの、拡充分等を除く。）については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。

水源林造成業務と特定中山間保全整備事業等とをあわせた一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。

森林保険業務は、政府の運営費交付金を充当することなく、保険契約者から支払われる保険料のみを原資として運営するものであり、一般管理費等の支出の大きさが保険料に直接的に影響することを踏まえ、支出に当たっては、物品調達の必要性、加入促進業務やシステム化における費用対効果を十分検討することなどによりコスト意識を徹底して保険事務に必要な経費を節減し、効率的な業務運営を図り、将来的な一般管理費等のスリム化につなげ、一般管理費（公租公課、事務所借料等の所要額計上を必要とする経費を除く。）については、中長期計画に掲げた目標の達成に向け、削減を行う。

### 2 調達の合理化

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）等を踏まえ、「調達等合理化計画」を策定し、調達の改善、調達に関するガバナンスの徹底等の取組を着実に実施する。また、外部有識者からなる契約監視委員会等による契約状況の点検の徹底等で契約の公正性・透明性の確保等を推進する。なお、特例随意契約方式については、研究開発用物品等における調達に要する時間の大幅な短縮が可能となるよう、ガバナンスの強化を図り、公正性を確保しつつ、積極的に活用する。

### 3 業務の電子化

新たなデジタル技術を活用した変革（デジタルトランスフォーメーション）の導入例を参照し、研究開発業務に係るメールシステムの構築、水源林造成事業に係る基幹 LAN システムの新たな機能の活用の推進、森林保険業務に係る次期システム構築に向けた対応等、電子化による効率的な業務の推進に取り組む。また、森林研究・整備機構内ネットワークの充実を図り、併せて情報システム、重要情報への不正アクセスに対する十分な堅牢性を確保する。さらに、情報システムの整備及び管理については、デジタル庁が策定した「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）に則り適切に対応する。

これらの取組を通じて、業務の形態に応じたテレワークの導入など、新たな感染症や自然災害に対応可能な業務継続性の確保及び多様で柔軟な労働環境の整備により、業務運営基盤の強化を図る。

### 第3 予算、収支計画及び資金計画

「第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためによるべき措置」を踏まえた年度計画の予算を作成し、当該予算による効率的な業務運営を行う（研究開発業務については、運営費交付金に係る予算を対象とする。）。

#### 1 研究開発業務

運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績の管理に努める。

また、一定の事業等のまとまりごとに、適切にセグメントを設定し、セグメント情報等の開示に努める。

さらに、受託研究等の外部研究資金の獲得、受益者負担の適正化、特許実施料の拡大等により自己収入の確保に努める。

#### 2 水源林造成業務

長期借入金については、7,996百万円を確実に償還する。

また、最新の木材価格や金利情勢等の経済動向や国費等の収入について一定の前提条件をおいた債務返済に関する試算を行い、中長期計画に基づく償還計画額とともに公表する。また、これらと当年度の実績額について検証を行い、その結果を公表する。

#### 3 森林保険業務

##### （1）積立金の規模の妥当性の検証

外部有識者等により構成される統合リスク管理委員会において、積立金の規模の妥当性の検証を行い、その結果を農林水産大臣に報告する。

その際、①我が国においては、台風や豪雪等の自然災害の発生の可能性が広範に存在し、森林の自然災害の発生頻度が高く、異常災害時には巨額の損害が発生するおそれがあり、こうした特性に応じた保険料率の設定及び積立金の確保が必要であること、②森林保険の対象となる自然災害の発生は年ごとのバラツキが非常に大きいことから単年度ベースでの收支相償を求めるることは困難であり、長期での收支相償が前提であること、③森林保険は植栽から伐採までの長期にわたる林業経営の安定を図ることを目的としており、長期的かつ安定的に運営することが必要であること、④積立金の規模は責任保険金額の規模に対して適切なものとする必要があることを踏まえて取り組む。

## （2）保険料収入の安定確保に向けた取組

森林保険業務の安定的な運営に資するため、保険料収入の安定確保に向けて、効果的な加入促進等に取り組む。

### 4 特定中山間保全整備事業等

長期借入金については、860 百万円を確実に償還する。

（内訳）

特定中山間保全整備事業等 374 百万円

緑資源幹線林道事業 486 百万円

## 5 予算

### (1) 研究開発業務

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区分	重点課題1 「森林環境」	重点課題2 「森林産業」	重点課題3 「林木育種」	勘定共通	合計
収入					
運営費交付金	2,937	4,560	1,789	1,223	10,508
施設整備費補助金	0	0	304	1,102	1,406
受託収入	120	418	26	123	687
諸収入	3	3	10	11	27
前年度繰越	7	11	4	0	22
計	3,066	4,991	2,133	2,460	12,650
支出					
人件費	2,370	3,379	1,173	903	7,824
業務経費	464	934	629	0	2,028
一般管理費	113	260	0	332	704
施設整備費	0	0	304	1,102	1,406
受託経費	120	418	26	123	687
計	3,066	4,991	2,133	2,460	12,650

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 水源林造成業務

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
国庫補助金等	29,779
長期借入金	4,200
業務収入	2,694
業務外収入	338
計	37,012
支出	
業務経費	24,561
造林事業関係経費	24,401
東日本大震災復旧・復興水源林業務経費	160
借入金償還	7,996
支払利息	342
一般管理費	776
人件費	3,377
業務外支出	20
計	37,072

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

(3) 森林保険業務

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
業務収入	1,764
業務外収入	2
計	1,765
支出	
人件費	314
保険金	1,071
業務経費	603
一般管理費	166
業務外支出	0
予算差異	▲389
計	1,765

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

(4) 特定中山間保全整備事業等

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
収入	
政府交付金	52
業務収入	1,136
業務外収入	2
計	1,190
支出	
借入金償還	860
支払利息	27
一般管理費	49
人件費	68
業務外支出	42
計	1,046

(注1) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(注2) 収入の金額が予算に比して増加するときは、その増加する金額を限度として当該収入に対応する業務に直接必要な経費の支出に充てることができる。

## 6 収支計画

### (1) 研究開発業務

(研究・育種勘定)

(単位:百万円)

区分	重点課題1 「森林環境」	重点課題2 「森林産業」	重点課題3 「林木育種」	勘定共通	合計
費用の部	3,195	5,202	1,936	1,389	11,721
経常費用	3,195	5,202	1,936	1,389	11,721
人件費	2,370	3,379	1,173	903	7,824
業務経費	491	996	697	0	2,184
一般管理費	118	272	0	348	738
受託経費	107	374	24	110	615
減価償却費	108	181	42	21	352
財務費用	0	0	0	0	0
雑損	0	0	0	7	7
臨時損失	0	0	0	0	0
収益の部	3,207	5,215	1,936	1,394	11,752
経常収益	3,207	5,215	1,936	1,394	11,752
運営費交付金収益	2,664	4,175	1,694	1,121	9,655
受託収入	120	418	26	123	687
諸収入	3	3	10	11	27
資産見返負債戻入	88	143	40	19	289
賞与引当金見返に係る収益	160	228	79	57	524
退職給付引当金見返に係る収益	174	248	86	62	570
臨時利益	0	0	0	0	0
純利益	13	13	1	5	31
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	2	1	0	1	4
総利益	15	14	1	6	36

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 水源林造成業務

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	3,364
経常費用	3,364
分収造林原価	50
販売・解約事務費	1,486
水源環境林業務費	50
復興促進業務費	30
一般管理費	563
人件費	843
財務費用	342
雑損	0
収益の部	3,311
経常収益	3,311
分収造林収入	258
販売・解約事務費収入	1,486
資産見返補助金等戻入	33
国庫補助金等収益	1,177
水源環境林負担金収入	5
賞与引当金見返に係る収益	42
財務収益	0
雑益	309
純利益	▲54
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	570
総利益	517

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(3) 森林保険業務

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	2,163
人件費	314
支払保険金	1,071
業務費	685
一般管理費	93
財務費用	-
雑損	0
収益の部	
経常収益	1,834
保険料収入	1,834
支払備金戻入	1,603
責任準備金戻入	5
資産見返負債戻入	62
財務収益	0
雑益	164
純利益	▲329
総利益	▲329

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(4) 特定中山間保全整備事業等

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	198
一般管理費	63
人件費	68
財務費用	27
雑損	40
収益の部	104
経常収益	104
資産見返補助金等戻入	11
国庫補助金等収益	49
賞与引当金見返に係る収益	3
退職給付引当金見返に係る収益	2
割賦利息収入	38
財務収益	0
雑益	0
純利益	▲94
前中長期目標期間繰越積立金取崩額	103
総利益	9

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

## 7 資金計画

### (1) 研究開発業務

(研究・育種勘定)

(単位：百万円)

区分	重点課題1 「森林環境」	重点課題2 「森林産業」	重点課題3 「林木育種」	勘定共通	合計
資金支出	3,066	4,991	2,133	2,460	12,650
業務活動による支出	3,010	4,842	1,755	1,347	10,954
投資活動による支出	57	149	378	1,112	1,696
財務活動による支出	0	0	0	0	0
次年度への繰越金	0	0	0	0	0
資金収入	3,066	4,991	2,133	2,460	12,650
業務活動による収入	3,059	4,980	1,825	1,358	11,222
運営費交付金による収入	2,937	4,560	1,789	1,223	10,508
受託収入	120	418	26	123	687
その他の収入	3	3	10	11	27
投資活動による収入	0	0	304	1,102	1,406
施設整備費補助金による収入	0	0	304	1,102	1,406
その他の収入	0	0	0	0	0
財務活動による収入	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0
前年度からの繰越金	7	11	4	0	22

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(2) 水源林造成業務

(水源林勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	48,130
業務活動による支出	28,993
投資活動による支出	20
財務活動による支出	7,996
次年度への繰越金	11,120
資金収入	48,130
業務活動による収入	24,002
補助金収入	20,988
収穫等収入	2,679
その他の収入	334
投資活動による収入	20
財務活動による収入	12,991
前年度からの繰越金	11,117

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(3) 森林保険業務

(森林保険勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	9,560
業務活動による支出	2,151
投資活動による支出	3,000
財務活動による支出	0
次年度への繰越金	4,408
資金収入	9,560
業務活動による収入	1,764
投資活動による収入	1,000
財務活動による収入	-
前年度からの繰越金	6,796

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

(4) 特定中山間保全整備事業等

(特定地域整備等勘定)

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	4,746
業務活動による支出	210
投資活動による支出	1
財務活動による支出	860
次年度への繰越金	3,675
資金収入	4,746
業務活動による収入	1,189
政府交付金収入	52
負担金・賦課金収入	1,097
その他の収入	40
投資活動による収入	1
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	3,556

(注) 百万円未満を四捨五入してあるので、合計とは端数において合致しないものがある。

8 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」（平成26年9月2日付け総管第263号総務省行政管理局長通知）に基づき、保有の必要性を不斷に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこととする。

第4 短期借入金の限度額

1 研究開発業務

13億円

(想定される理由)

運営費交付金の受入の遅延等に対応するため

2 特定中山間保全整備事業等

9億円

(想定される理由)

一時的な資金不足

第5 不用財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画  
特定地域整備等勘定

職員宿舎第1号（杉並区和田）及び取手宿舎（取手市）については、令和7年度中の国庫納付に向け、引き続き関係機関と調整を行う。

第6 不要財産以外の重要な財産の譲渡に関する計画

水源林造成業務における分収造林契約等に基づく主伐及び間伐に伴う立木の販売、  
公共事業等の実施に伴い支障となる立木の販売を計画する。

（計画対象面積の上限）14,800ha

第7 剰余金の使途

1 研究・育種勘定

剰余金は、研究等機材及び施設の充実を図るための経費に充当する。

2 水源林勘定

剰余金は、借入金利息等に充当する。

3 特定地域整備等勘定

剰余金は、負担金の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。

第8 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等

1 施設及び設備に関する計画

維持・管理経費節減、温室効果ガスの排出削減に資する建築物の省エネルギーの推進や維持に努めるとともに、可能な施設については使用電力の一部を再生可能エネルギー電気とする。また、必要性・緊急性を考慮しつつ、老朽化施設や研究開発業務の実施に必要な施設及び設備を計画的に整備する。

その際には、共同利用施設である農林水産省研究情報総合センター等の活用を一層推進することとし、さらに、他省庁、他法人、地方公共団体等の施設の共同利用等の可能性を検討しつつ、効率的な施設の利活用と整備に努める。また、農林水産省木材利用推進計画（令和4年4月農林水産省改定）に基づき、木材利用を推進する。

苗畑、実験林、樹木園や試験地等について、計画的な管理経営と活用に向け、現況の調査と必要な整備を行う。

## 施設及び設備に関する計画

(単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額
実験廃水処理設備改修	
研究本館特殊空調設備改修	367
関西支所研究本館等改修	
四国支所共同試料調整室等改修	
森林総合研究所研究本館変電設備更新	
北海道支所研究本館空調設備新設設計	1,040
九州支所研究本館等改修設計	
林木育種センタ一生化学実験室改修	
関西育種場高圧受変電設備改修設計	

## 2 積立金の処分

### (1) 研究・育種勘定

前中長期目標期間繰越積立金は、前期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、当期中長期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

### (2) 水源林勘定

前中長期目標期間繰越積立金は、借入金利息等に充当する。

### (3) 特定地域整備等勘定

前中長期目標期間繰越積立金は、負担金の徴収及び長期借入金の償還に要する費用に充当する。

## 3 広報活動の促進

森林研究・整備機構全体の活動に関する情報発信については、ウェブサイトを活用し、環境報告書及び事業報告書を掲載するなどして、国民にも分かりやすく公表する。

研究開発業務については、森林・林業・木材産業及び林木育種分野に関する研究成果等の情報を広く社会に発信するため、季刊森林総研や研究成果選集等の広報誌発行、ウェブサイトへの掲載、Facebook 等 SNS や動画を利用した発信、プレスリリース、市民向けの森林講座・公開講演会・施設等の一般公開の開催、外部各種イベントへの出展など、様々な手法を用いてより一層積極的に広報活動を推進する。

水源林造成業務については、森林整備技術の普及・啓発に向けた各種の研究発表会等における対外発表内容や事業効果、効果事例、地域に貢献する活動等をウェブサイ

ト、広報誌等により広報するとともに、令和6年度分収造林契約実績の公表等を実施し、水源林造成業務に対する国民各層の理解の醸成を図る。

森林保険業務については、森林保険の重要性、保険金の支払い状況等の業務の実績、災害に係る情報のほか、窓口業務を担う委託先の紹介や被保険者の声等をウェブサイトや広報誌等を通じて積極的に発信し、森林保険に対する国民各層の認知度向上及び理解の醸成、森林保険の利用拡大を図る。なお、情報発信等においては、公式キャラクターを積極的に活用する。

#### 4 ガバナンスの強化

##### (1) 内部統制の充実・強化

各業務の特性に応じた内部統制システムの着実な運用を図るとともに、森林研究・整備機構の目標や各業務の位置付け等に関する役職員の理解を促進するための取組を行い、モチベーションの向上につなげる。

新たな感染症の流行を含めた各種リスクの発生防止及びリスクが発生した場合の損失の最小化を図り適正な業務の実行を確保するため、リスク管理の強化を図ることとし、常にリスクの洗い出し等を行うとともに、業務継続計画等を必要に応じて見直すこととする。

また、監事及び監査法人等との連携強化を図るとともに、各種研修への参加等により監査従事職員等の資質向上を図りながら、PDCAサイクルの取組の徹底など、内部監査を効率的・効果的に実施する。

研究開発業務においては、利益相反マネジメントポリシーや利益相反マネジメント規程等の適切な運用により研究インテグリティ・セキュリティを確保する。

##### (2) コンプライアンスの推進

役職員は、森林研究・整備機構の使命達成のため、「行動規範」及び「職員倫理規程」等を遵守し、高い倫理観をもって業務を遂行する。

このため、外部有識者を含めたコンプライアンス推進委員会を開催し、PDCAサイクルの取組の徹底など、取組方針を定め、これに基づきコンプライアンスの確保を図る。

また、研究活動における不適正行為を防止するため、政府が示したガイドライン等を踏まえ、不正防止計画等の着実な推進に努める。

#### 5 人材の確保・育成

業務の円滑な運営のため、人材の確保・育成方針に基づき、機構の持つ人的資源の活用の最大化に取り組む。

#### （1）人事に関する計画

業務を効率的かつ効果的に推進するため、職員の適切な配置等を実施する。

研究開発業務においては、基礎から応用にわたる研究開発を支える人材を確保する。国籍や性別を問わず、若手や異業種・異分野などの多様な研究者や技術者、知財、情報セキュリティ等高度な専門性を有する人材の確保・育成に努める。

水源林造成業務においては、新卒者の採用に加え、必要に応じて即戦力となる社会人経験者の採用も図るなど、必要な人材を確保する。

森林保険業務においては、新卒者の採用に加え、林野庁、損害保険会社及び森林組合系統からの出向等により必要な人材を確保する。

#### （2）職員の資質向上

職員個人の資質や経歴、年齢に応じた人材育成を行うこととし、研修等の実施を通じて、職員を様々なキャリアパスに誘導するよう努める。

研究職員については、社会ニーズを把握し、産学官を結集したプロジェクトをマネジメント可能な人材を育成するとともに、大学や民間企業等との人材交流や研究者の人材流動化等による研究者個々のスキルアップを図る。さらに、オープンサイエンス化を見据えた情報公開に向けて、研究データを専門的に取り扱える人材の育成を推進する。

一般職員については、必要な各種資格の計画的な取得を支援する。特に、水源林造成業務や森林保険業務では、高度な専門知識と管理能力を有する職員を育成する。

#### （3）人事評価システムの適切な運用

職員の業績及び能力の評価については、公正かつ透明性の高い評価を実施する。

研究職員の業績評価については、研究業績、学術団体等関係機関との連携、行政及び民間・企業等への技術移転等の研究開発成果の最大化に係る活動並びに機構の管理・運営業務等の実績を十分に勘案して行う。また、一般職員等については、組織の活性化と実績の向上を図る等の観点から、国が実施する評価制度に準じた評価を実施する。

人事評価結果については、組織の活性化と業務実績の向上を図る観点から、適切に処遇へ反映させる。

#### （4）役職員の給与水準等

役職員の報酬・給与については、職務の特性や国家公務員の給与等を勘案した支給水準となるよう取り組むとともに、透明性の向上や説明責任の確保のため、役職員の報酬・給与水準を公表する。

## 6 ダイバーシティの推進

テレワーク等を活用して、ワークライフバランスに配慮した勤務形態を整備するとともに、キャリアカウンセリング等の機会を幅広く提供する。男女共同参画を推進するとともに、ダイバーシティを尊重し合う意識を啓発するための研修、セミナー等を開催する。また、各職場での意識啓発のイベント等を通じ、機構内だけでなく地域社会・関係機関と連携協力して、ダイバーシティ社会の実現に向けて取り組む。

## 7 情報公開の推進

独立行政法人の保有する情報の公開や個人情報の保護に関する法令に基づき、適切に情報を公開する。また、職員に対し、情報公開においては個人情報保護等に留意することを周知する。

森林保険業務に関する情報の公開では、民間の損害保険会社が行っている情報公開状況等を参考に実施する。

## 8 情報セキュリティ対策の強化

政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群（サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、また、業務の電子化等の推進にも対応できるよう社会情勢や情報セキュリティ環境の実情に応じて、情報セキュリティ・ポリシーを適時適切に見直す。情報セキュリティ・ポリシーに基づく対策を講じつつ、情報通信技術の高度化対応、情報システムへのサイバー攻撃に対する防衛力と組織的対応能力の強化に取り組む。情報セキュリティ対策の実施状況を把握しつつ、PDCAサイクルによる検討と改善、個人情報の保護を推進する。

## 9 環境対策・安全管理の推進

森林研究・整備機構環境配慮基本方針に沿って、環境負荷の低減に取り組む。

化学物質等の適切な管理を図るため、関係規程類の整備と手引書の見直し等を隨時行うとともに、化学物質管理システムによる化学物質の一元的な管理を推進する。

これらの取組については、環境配慮等に関する国民の理解を深めるために、研究及び事業活動に係る環境報告書を作成し公表する。

安全衛生管理の年度計画を策定し、教育研修や職場点検等を通じて労働災害や事故の未然防止に努めるとともに、労働災害発生時や緊急時の対応を的確に実施する。

水源林造成業務では、事業者等の労働安全衛生が確保されるよう、指導の徹底に努める。